平成３０年（フ）第８１号
岡山市北区京町１番20号　203号、旧住所岡山市中区平井７丁目19番25号　２棟202
債務者　赤池　定宣
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６１２号
東京都東村山市萩山町３丁目17　萩山町３丁目アパート　５―202
債務者　コバヤシ　ジーナ　タルデシリヤ
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６１３号
東京都東村山市萩山町３丁目17　萩山町３丁目アパート　５―202
債務者　小林アスカ
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６１８号
東京都大田区羽田１丁目11―８―202
債務者　鈴木　優二
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６１９号
東京都墨田区東向島５丁目23―３―102
債務者　米山かおる
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６２３号
東京都品川区八潮５丁目１―４―910
債務者　加藤　清人
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６２９号
東京都世田谷区若林１丁目15―４―203
債務者　鎌田　亮一
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６３０号
東京都大田区北糀谷１丁目18―21―301
債務者　安藤こずえ
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６３３号
東京都江戸川区東葛西６丁目37―９―207
債務者　中島　伸
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６３６号
東京都墨田区石原４丁目３―９―501
債務者　川井　優菜
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６４６号
東京都港区港南４丁目７―１―1611
債務者　米田　憲司
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６４８号
東京都文京区本郷３丁目27―12―702
債務者　山田　絢子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６５０号
東京都目黒区目黒１丁目５―18―802
債務者　高取　範章
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６５１号
東京都豊島区長崎４丁目14―７―202
債務者　那須宗一郎
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６５２号
東京都荒川区南千住３丁目６―11　有限会社暁宿泊所
債務者　神藤　末夫
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部